

社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、社会福祉施設の整備を図るため、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が行う社会福祉施設等施設整備事業に要する経費について、当該社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、社会福祉施設等施設整備事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 社会福祉施設等施設整備事業費補助金の交付の対象となる事業について、補助区分、補助基準額の算定根拠及び対象施設は別表1に掲げるものとする。

2 この補助金の交付対象となる経費及び補助率又は補助額は、別表2に定めるものとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1-1号又は様式第1-2号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとし、その提出部数は2部とする。

第4 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表3に定めるものとする。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定による付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は補助事業に要する経費の部分を変更する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が、補助金の額に変更を来すことなく、かつ、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更である場合にあっては、この限りでない。この場合、変更の理由が生じた後速やかに、様式第2号に準じた様式により知事に報告すること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第6 規則第10条の規定による報告は、次の時期ごとに様式第4号により行わなければならない。

(1) 補助対象事業を着工したとき

(2) 前号の事業着工から3か月ごとの進捗状況

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5-1号又は様式第5-2号によるものとし、その提出部数は2部とする。

第8 前条の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、別表4に定めるものとする。

第9 知事は補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することがある。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第10 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(処分の制限を受ける財産)

第11 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、その取得価格又は効用の増加の価格が30万円以上であるものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第12 規則第21条ただし書の規定による処分の制限を受ける期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣又はこども家庭庁長官が別に定める、社会福祉施設整備費補助金又は次世代育成支援対策施設整備交付金に係る財産及び処分制限期間を準用する。

附 則

1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年7月5日から施行し、この要綱による改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、昭和60年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年3月13日から施行し、この要綱による改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、昭和60年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月26日から施行し、この要綱による改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年8月16日から施行し、この要綱による改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、昭和63年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年6月6日から施行し、この要綱による改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成4年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月3日から施行し、平成12年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱に基づき補助を受けた事業に対する補助額の適用については、改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年6月30日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年6月16日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成19年2月28日から施行し、平成18年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年2月6日から平成26年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、

当該補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月2日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月30日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

別表 1

補助区分、補助基準額の算定根拠及び対象施設

補 助 区 分	補助基準額の算定根拠	対 象 施 設
<p>(1) 県が国の間接補助事業として補助する事業の場合</p>	<p>厚生労働省所管 社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金</p>	<p>障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、福祉ホーム</p>
<p>(2) 県が国の間接補助事業に準じて補助する事業の場合（国の間接補助事業不採択の場合に限る。）</p>		
<p>(3) 県が国の交付金を充てて補助する事業の場合</p>	<p>こども家庭庁所管 次世代育成支援対策 施設整備交付金</p>	<p>児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）</p>
<p>(4) 県が国の交付金を充てて補助する事業のうち、県の負担分のみ補助する場合（国の交付金不採択の場合に限る。）</p>		

別表 2

補助対象経費及び補助額

障害福祉課所管の社会福祉施設等の施設整備事業

補 助 区 分	補助基準額	補 助 額
補助区分（１）、（２）	国庫補助基本額	国庫補助基本額 以内の額
補助区分（３）、（４）	交付金の交付額と、 交付金の交付額の ２分の１を合算し た額 (1,000円未満の端数 が生じた場合には、 これを切り捨てるも のとする。)	交付金の交付額と、 交付金の交付額の ２分の１を合算し た額 (1,000円未満の端数 が生じた場合には、 これを切り捨てるも のとする。)

注 1) 国庫補助とは

「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成 17 年 10 月 5 日
付け厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知）及び「社会
福祉施設等施設整備費の国庫補助（東日本大震災特別会計）について」（平成
24 年 5 月 17 日付け厚生労働省発社援第 0517 第 12 号厚生労働事務次官
通知）に基づく補助をいう。

注 2) 交付金の交付額とは

「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」（令和 5 年 8 月 22
日付けこ成事第 370 号こども家庭庁長官通知）に基づく額をいう。

別表 3

補助金交付申請書の様式及び添付書類

補 助 区 分	①交付申請書	②添付書類
補助区分（１）、（２）	様式第 1 - 1 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備申請額内訳（別紙 1） ・ 事業計画書（別紙 2） ・ 歳入歳出予算（補正見込）書抄本
補助区分（３）、（４）	様式第 1 - 2 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備計画概要 （様式第 1 - 3 号） ・ 防犯対策強化計画書 （様式第 1 - 4 号） ・ 申請額算出内訳 （様式第 1 - 5 号） ・ 事業計画書（別紙 3） ・ 歳入歳出予算（補正見込）書抄本

別表 4

補助事業実績報告書の様式及び添付書類

補 助 区 分	①実績報告書	②添付書類
補助区分（１）、（２）	様式第５－１号	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備精算額内訳（別紙１） ・事業実績報告書（別紙２） ・歳入歳出決算（見込）書
補助区分（３）、（４）	様式第５－２号	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画実績の概要 （様式第５－３号） ・防犯対策強化整備計画実績の概要 （様式第５－４号） ・施設整備精算額内訳 （様式第５－５号） ・事業実績報告書（別紙３） ・歳入歳出決算（見込）書